

令和元年 11 月 25 日

三田市けやき台自治会長 [REDACTED] 様

三田市けやき台中学校区西野上地区

自治会長 [REDACTED] 様

三田市青少年補導員けやき台小学校区

班 長 [REDACTED] 様

三田市立けやき台中学校 P T A

代 表 [REDACTED] 様

三田市立けやき台小学校 P T A

代 表 [REDACTED] 様

三田市立けやき台中学校長 薩摩 高志 様

三田市立けやき台小学校長 福井 博行 様

三田市長 森 哲男



通学路に関する防犯灯設置についての要望書 (回答)

晩秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、令和元年 10 月 24 日付で提出のありましたみだしの件について、下記のとおり回答します。

記

1 防犯灯の設置について (危機管理課)

当該道路の防犯灯につきましては、設置する方向で検討してまいります。

設置につきましては、区・自治会に平成 31 年 4 月 26 日付で平成 31 年度以降の防犯灯の新設等について (お知らせ) で送付しました「防犯灯 (設置・移設) 要望書」にて申請をいただくこととなります。その中で、三田市防犯灯設置基準において防犯灯間の設置距離は 30m 以上、灯具は電柱への共架とする、電柱がない場合は専用柱に設置し、専用柱に係る費用は地域が負担するなどの基準がございます。当該道路には電柱がございませんので、専用柱の設置や設置箇所の土地所有者との調整は地域でお願いすることになりますのでご了承願います。

設置箇所、時期等につきましては「防犯灯 (設置・移設) 要望書」を提出していただき、関係自治会と調整してまいります。

2 除草作業等環境整備について（道路河川課）

除草作業等環境整備につきましては、今後も道路パトロール等により、自転車・歩行者の通行に支障をきたす草木が確認される場合は、道路河川課にて除草を行ってまいります。また、緑地からの草木の繁茂による見通し不良が確認される場合は、けやき台緑地を管理している公園みどり課にて伐採を行ってまいります。

<お問い合わせ>

防犯灯の設置について・・・・・・・・・・危機管理課（TEL 559-5057）

除草作業等環境整備について

・・・・・・・・・・まちの再生部地域整備室道路河川課（TEL 559-5101）

要望・陳情について・・・・・・経営管理部行政管理室総務課（TEL 559-5035）